

平城京右京北辺の調査成果と北辺坊

佐藤亜聖

はじめに

今回の調査では、古墳時代から中世に至る多数の遺構を検出した。本稿では今回の調査が喚起する問題点を整理し、周辺地域の調査事例も視野において検討を行う。なお、検討会当日発表できなかった内容も本稿には含まれるが、論旨に大きな変更はない事をお断りしておく。

1. 古墳時代の遺構

まず1区の古墳時代後期には斜行する小型の溝 S D 10323、10711、11082が存在する。また、2区 S D 20400も時期不明であるが、遺構の切り合い等から古墳時代に遡る可能性を持つ。これらはいずれも幅30cm前後、深さ15cmの小規模なものである。規格化された区割りのものかどうかは不明であるが、45.5m前後の間隔をもって存在し、15度程度西へ振れる方位を持つ。埋土内からは須恵器の細片が出土しており、古墳時代後期以降のものと考えられる。

今回検出したものと同様の溝類はこれまで調査が行われた西隆寺周辺調査区でも多数検出されている。これらを抜き出したものがFig.155である。これをみると、西隆寺の遺構、西隆寺以前の平城京関係遺構に切られながらも小規模な古墳時代の溝が多数残っており、その多くが直線を志向して全体として方形区画を形成していることが看取しうる。方形区画はおよそ30~50m区画の規模を有すると考えられるが、遺存状態が悪く正確な規模の推定は困難である。209次調査区を横切る溝（S D 350：奈文研 1993『西隆寺』）は検出幅2~3m、深さ45cm、埋土は粘土質と砂質の土が互層を成しており、水田の灌漑用水路と考えられている。埋土内からは6世紀代の土器が出土しており、今回の調査検出の溝と近似する時期のものである。このS D 350より北側は斬位的に方位を東に振り、S D 350付近での方位はN - 40° - W、299次調査付近ではN - 32° - Wである。秋篠川西岸に張り出す微高地の形態に規制された結果であると考えられるが、微地形の制約を受けながらも方形区画は広範囲に展開している。これに対し、当該期の居住域は柱穴などが223 - 1次・228次・299次に集中し、溝群の広がりは居住域のそれを大きく凌駕している。このことから溝群が居住空間の区画といった集落に伴うものでない事は明らかであり、209次調査 S D 350の埋土観察をもとにした推定と同様、方形区画は耕作地に伴う遺構であると考えることが自然である。もちろんのちの条里型水田のような区画内が溝作化した耕地景観ではなかつたと考えるが、大規模な方形区画の存在は効率の良い水廻りを生み出し、高い生産性を創出する。おそらく当地域は6世紀後半段階でかなり開発の進んだ地域であったと考えられる。また、その経営主体については当地を本貫地とし、後に秋篠・菅原氏に分化した土師氏の存在も十分に想定しうる。

現在のところ、このような耕地景観が平城京建設直前まで継続していたという確証は得られていないが、周辺地域で検出されている遺構の中に平城京建設以前の条里地割の痕跡を示す遺構は抽出できず、古墳時代の遺構の遺存状況を考えると条里遺構のみ削平される可能性も考えにくい事から、平城京建設段階までこのような斜行した方形区画が当地域の耕地景観であったと考えられる。平城京の建設はこのような長期にわたる開発の到達点とも言える土地区画を完全に否定して出現するものといえる。

ところで、遷都の詮議が命ぜられた慶雲4（707）年を皮切りに、平城京の造営は急ピッチで進んだ

事が『続日本記』の記録から読み取れる。同書を紐解くと、元明天皇の行動として和銅元（708）年9月14日に、菅原へ行幸、同20日には平城の地に巡幸し地形を観ている。さらに、11月7日には菅原の地の民90余家を遷し、布穀を与えているほか、翌和銅2（709）年8月28日には車駕を平城宮へ進め、駕に従える京畿兵衛の雜遝を免除、9月2日には車駕を巡らし新京の百姓を慰撫している。これら一連の行動は、新京により耕地を失い、移動を余儀なくされた住民達への配慮と考えられる。和銅2年10月28日には、「近年都を遷し邑を替えることで百姓に動搖が広がっている。度々鎮撫を加えているが一向に安堵しない。朕はこの事を甚だ哀れむのであり、この度今年の調査を悉く免除するものである」という意の詔が出ている。

これら一連の記録からは、平城京造営にあたり多数の邑の移動、耕地の消失があり、これらの慰撫のために天皇自らが車駕を巡らす事態となっていたことが窺える。言い換えるとこのような新京の造営に伴って失われた耕地は、その補償が天皇の行幸を必要とするほどの面積・生産力であった事を窺わせるが、西隆寺周辺で検出された大規模方形区画は、平城京造営により失われた生産力を偲ばせる遺構であるといえよう。

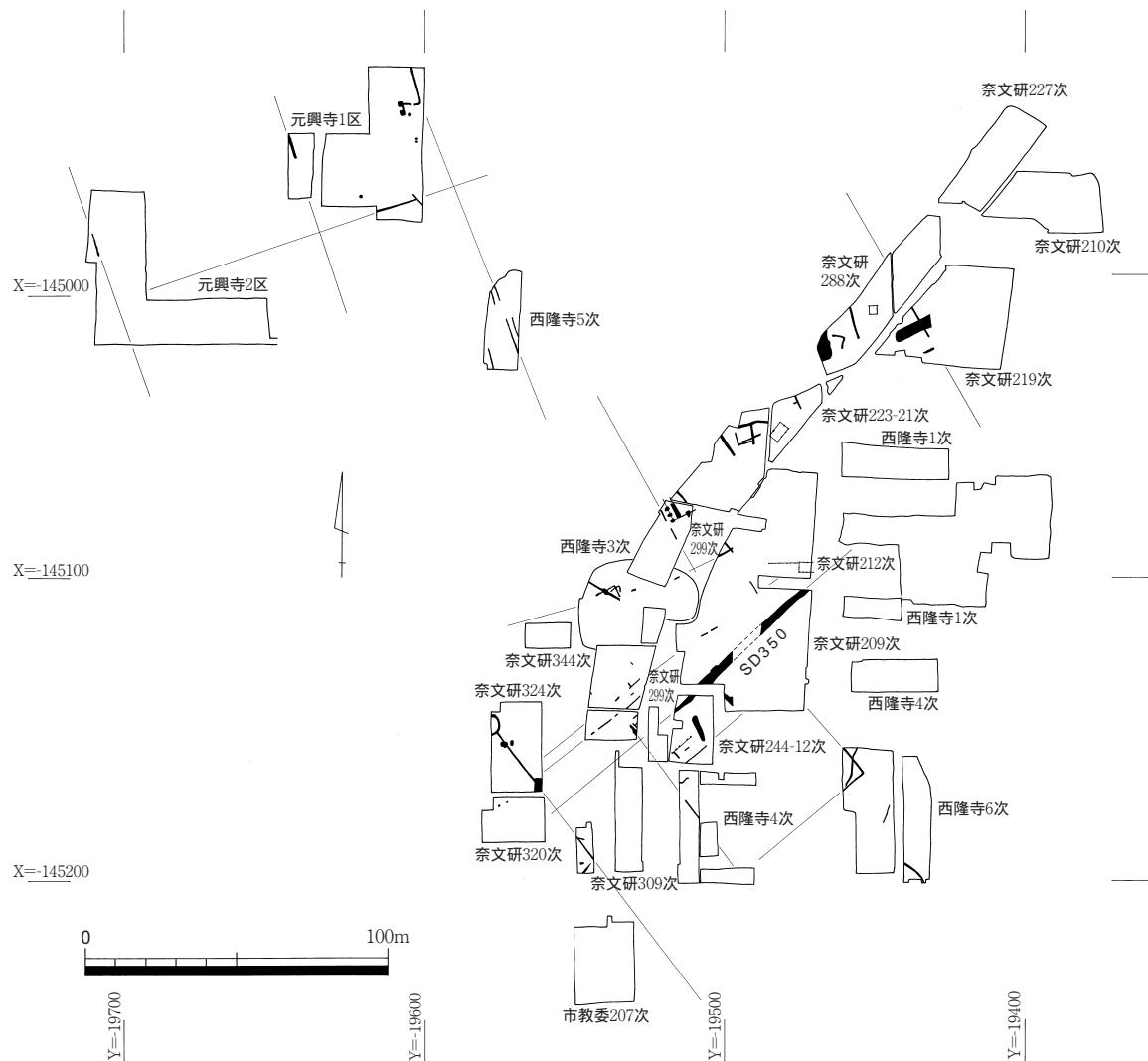


Fig.155 西隆寺周辺の古墳時代の遺構 (S = 1/2500)

2. 奈良時代前～中期（西隆寺造営以前）の遺構

今回の調査値におけるこの時期の遺構は非常に希薄である。ただ、一条北大路南北側溝、西二坊大路東西側溝はこの時期に設置されているものと考えられる。一条北大路南北側溝は比較的小規模で、中世に削平を受けているものの、幅60～80cm、深さ10～50cm程度が残存する。埋土内には水流の痕跡等は希薄で、特に南側溝において起伏が著しい。南北側溝心々間の距離は17.0mを測る。西二坊大路は西側溝が幅3.8～4.7m、深さ1.3m前後を測り、大量の流水痕があるのに対し、東側溝は幅1.7m、深さ20cm程度を測るのみで、流水の痕跡はあるものの水量は多くなかったようである。側溝心々距離は17.9mを測る。さらに、この段階では三坊側に坪内道路が設置され、坪内を分割して使用していたようである。

周辺に目を転じて、既往の調査において検出されている西隆寺創建以前の遺構を抜き出したのがFig.156である。まず条坊関連遺構としては一条条間路、一条条間北小路、西二坊坊間西小路が検出されており、条坊構造が明確になりつつある。この点については後節で詳述するが、これら条坊関連遺構に加え、西隆寺造営以前に存在した多数の遺構が検出されている。建物は調査面積の小さい十六坪を除き

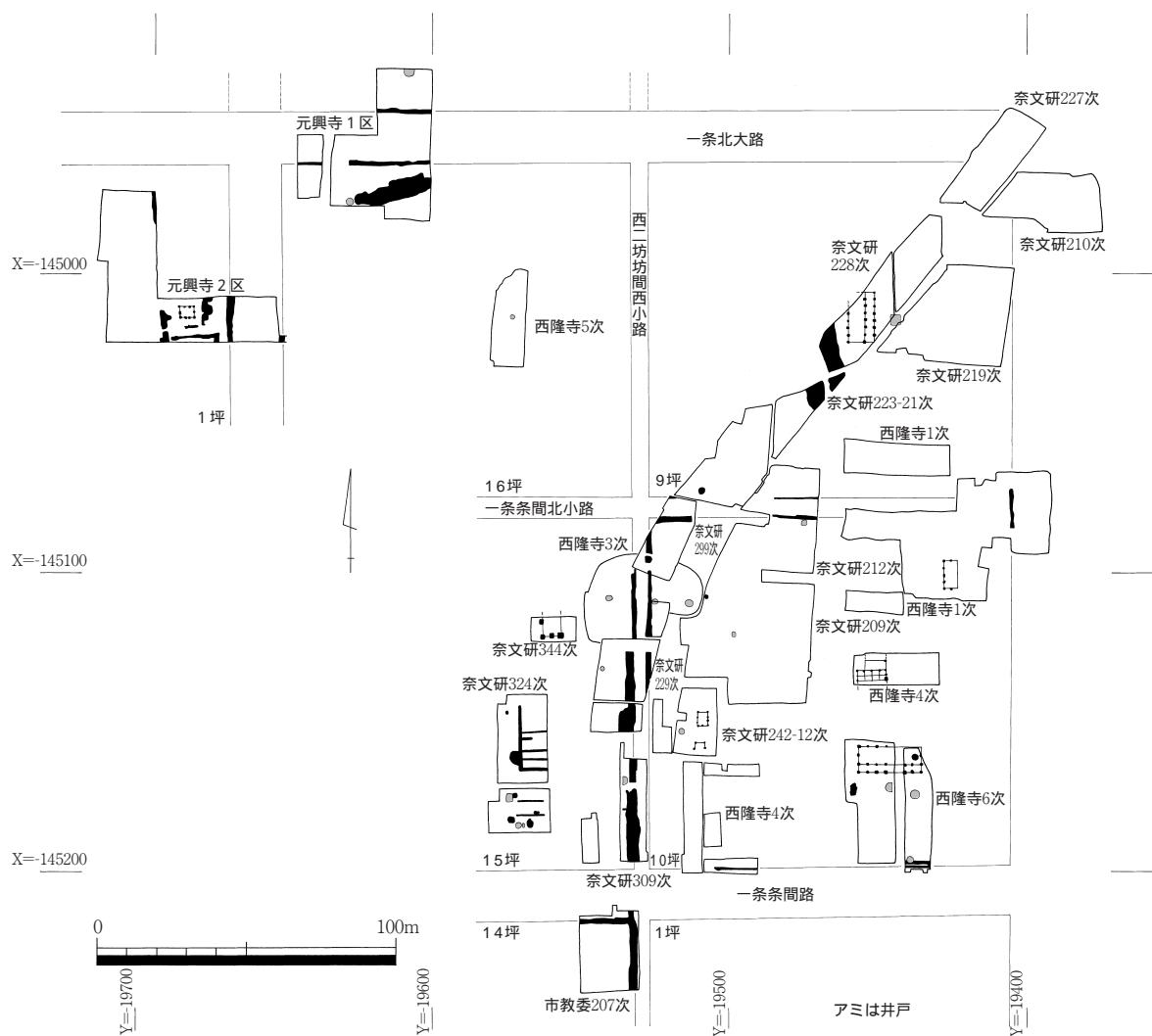


Fig.156 西隆寺周辺の奈良時代前期～中期の遺構 (S = 1/2500)

全ての坪で検出されており、228次や西隆寺6次では廂を有する大型の建物も検出されている。井戸は最もよく残る遺構であるが、井戸の分布は各坪に複数存在しており、特に十坪・十五坪において密度が高い。このほか、223・21次・228次では今回の調査で検出したもの（1区S X 10349）と同様の規模の大きな落ち込み状遺構も検出されている。

これらの遺構分布から、西隆寺造営以前の当地が、条坊施工を持ち、宅地班給の行われていた土地であったことが明らかになった。具体的な建物構成までは不明であるが、特に十坪・十五坪においては密な井戸の分布にみられるような比較的纏まった土地利用が想定でき、西隆寺の造営は当該地居住者の生活保障が伴ったものと考えられる。

3. 奈良時代後期～平安時代の遺構

この段階は当地域の大きな画期であると考えられる。最も変化が顕著なのは三坊側で、前段階に存在した坪内道路を埋め、新たに規模の大きな建物を複数設置する。2区北端では小型の井戸が集中して設置される。1区北辺坊側では明確な建物はみられず、遺構は比較的希薄である。さらに、二坊側では西隆寺に関連すると考える遺構群が多く出現する。1区S D 10371は西二坊大路西側溝を流れていたと考えられる水を二坊側へ引き込み、水溜め状の土坑へ流し込む。この遺構の最終埋没段階には大量の瓦が東側から投棄されるが、瓦は軒瓦がほとんどみられず、何らかの片づけ行為の痕跡と思われる。瓦に供する土器は9世紀末～10世紀初頭のものであるが、この9世紀末～10世紀初頭は遺構変遷における大きな画期と思われ、この段階に遺構群の大半が消滅する。条坊遺構についても、西二坊大路東側溝は奈良時代のうちに埋没するが、西側溝は奈良時代に幅を広げ浚渫が繰り返された後、9世紀末～10世紀初頭前後に埋没する。その後西二坊大路は壁面の観察から西側溝の埋没と同時に耕作地となつたと考えられる。

西隆寺の伽藍形態に関する検討は先行研究に譲り、本稿ではその後の西隆寺境内の変遷を追いたい。平安時代になると西隆寺は著しい衰退をみる事になる。今回の調査で確認されたものと同様の瓦溜まりが、金堂周辺や回廊周辺でもみられるようになり、堂舎の改変が行われたようであるが、これは建て替えというものではなく、堂舎の規模縮小に伴う造作であろうと考えられる。『日本三大実録』元慶4（880）年5月19日には西大寺をして西隆寺を摂領せしむるという記述がみられ、寺勢の衰退を窺わせるが、『弘仁式』、『延喜式』には越後国出拳本稻として西隆寺料一万束という記述がみられ、10世紀まで寺が存続していた事は確実である。しかしここれまで出土している瓦の中には当該期のものはみられず、堂舎修理などの維持管理がほとんど行われていなかつたか、行われていたとしても新たな瓦の生産を行うほどの規模ではなかつたと考えられる。

9世紀後半から10世紀前半の遺構は今回の調査区周辺が最も遺構密度が高い。出土遺物には緑釉・灰釉陶器が多数みられ、越州窯系青磁もみられるなど通常集落とは異なる器種組成を有する。この頃西隆寺北側に寺院と関連を持つ集団の居住地が存在したものと考えられる。

4. 中世の遺構

中世の遺構は2区北端付近に展開する。最も遺構が密にみられるのは11世紀後半～13世紀半ばにかけてである。一条北大路の廃絶時期は明確にはできなかつたが、10世紀前半までは13.5～14m前後の規模を維持して機能していたと考えられる。

集落は道路を中心として、中規模の掘立柱建物数棟が比較的広範囲する。2区SK20160は埋土の断面観察からは葉理が多数存在することが確認でき、緩やかな水の移動のある滞水状況であったと考えられる。現在水路の下になっている西半分に水路がとりついていた可能性が高い。同様に水路がとりつく大型土坑は平城京右京二条三坊の調査（327-1・351-2）でも検出されており、この時期多くみられる補助的水利施設であると考えられる。さらに、建物背面には耕作関連の素掘り溝が面的に広がっており、また出土遺物に特殊なものはほとんどみられない。しかし仏具としての使用が考えられる小型瓦器椀の出土や、古代瓦を積み上げた井戸の存在など寺院との関係も想定できる。このことから中世の当地の居住者は、農業生産に基盤を置き、寺院（西隆寺なきあととの当地域最大の寺院であった西大寺が想定できる）と関係を有した寺辺の農民であったと言える。

これらの遺構群が廃絶するのは、SE21130廃絶に伴い廃棄された土器の年代から13世紀第2四半期頃が推定できる。その後近代に至るまで顕著な遺構はみられない。

5. 調査の成果

以上、調査の概要を述べてきたが、今回の調査で判明したことについて、整理する。

a. 平城京条坊区画について

今回検出した条坊区画は、一条北大路と西二坊大路である。

一条北大路はこれまで103-16次調査（奈文研昭和52年度概報）、第112-7次調査（奈文研昭和53年度概報）、第131-27次調査（奈文研昭和56年度概報、103次調査の延長）、奈良市教育委員会第430次調査（市教委平成11年度概報）において北側溝とされるものが検出されているが、いずれも若干の振れがあり、一条北大路を決定するに至っていない。今回の調査では確実な一条北大路を検出したことによりこれら一条北大路の各側溝について評価を行うことが可能となった。詳細は割愛するが、座標値の明確なものについて各溝の振れを計算してみると、今回見つかった（以下今回調査地）一条北大路北側溝と112-7次調査SD02ABとの関係は東に428mでE-0°18'28"-Sである。一条北大路は本来東で北

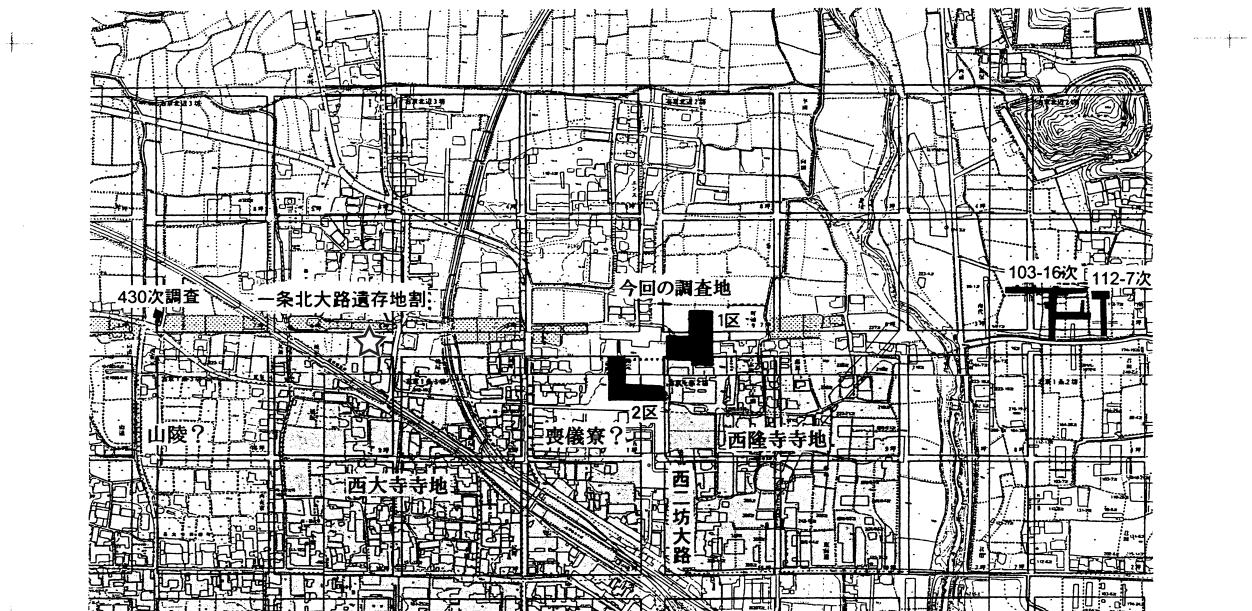


Fig.157 調査区の位置と周辺調査・一条北大路遺存地割位置図 (S = 1/8000)

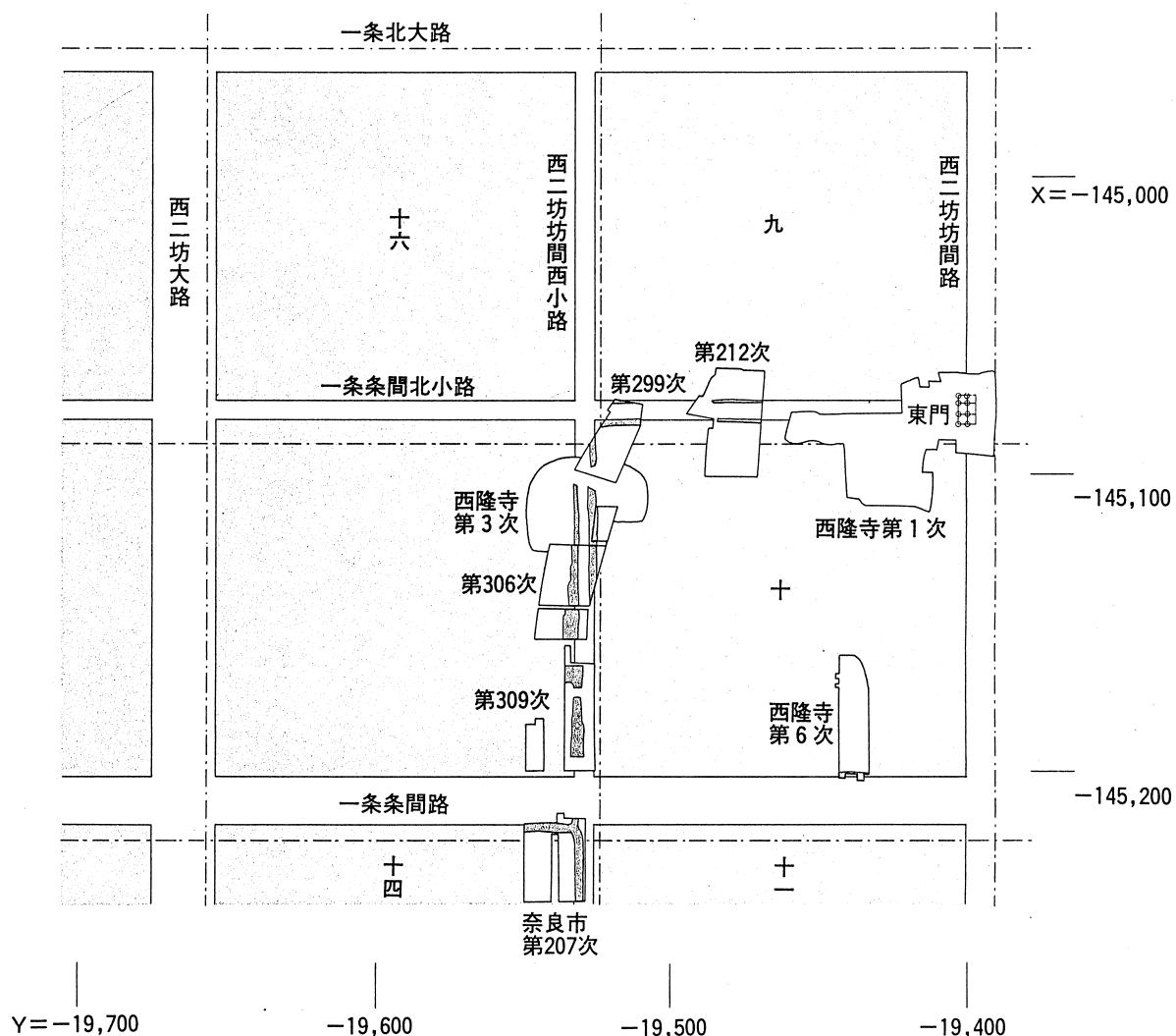


Fig.158 調査区周辺条坊復元図 (一点破線は推定条坊計画線) (S = 1/2500)

(奈良市教育委員会『西隆寺跡発掘調査報告書』より)

に振れるはずであり、SD02ABでは推定ラインと約3mのずれが生じる。このずれについては今後の調査の進展を待ちたい。これに対し、奈良市430次調査との関係を計算してみると西へ571mでW-0°8'8"-Sという数字が導かれる。この数字は武田和哉氏が算出した平城京東西条坊の方位平均値W-0°9'16"-Sに近似する⁽¹⁾。すでに井上和人氏が指摘するように一条北大路と推定される遺存地割はこの推定線と一致し、その規模も同一である⁽²⁾。遺存地割との整合性からも一条北大路についてはほぼその規模、位置を特定できたといえよう。

次に西二坊大路であるが、この道の良好な検出例として奈良市教育委員会による第276次調査がある(奈良市平成5年度概報)。ここでは側溝心々距離16mの道路遺構が検出されており、西側溝心の振れはN-0°15'59"-Wを測る。この数字は平城京の計画基線である朱雀大路の造営方位N-0°15'39"-Wと大差ない範囲でおさまる。

右京西隆寺旧境内の条坊構造については南北N-0°19'50"-W、東西W-0°18'58"-Sを設計基準と仮定し、議論が行われている⁽³⁾。西隆寺計画基線の一つになった一条条間北小路は、南北側溝が見つかっており、これを元にした設計基線が想定されているが、これが從来の算出方法から得られる推定値

よりも約11m前後北に寄っている。これについて中島義晴氏は「奈良時代初頭の条坊設定の段階から何らかの理由で坪境小路の位置が北側にずれていたことを示す」とされている⁽⁴⁾（Fig.158）。今回一条北大路が確定したことから今一度周辺条坊の企画について検討してみる。過去の調査から導かれる一条条間北小路と西二坊坊間西小路との交差点のX座標はおおよそ - 145,078.800であり⁽⁵⁾、今回の調査成果から導かれる一条北大路と西二坊坊間西小路交差点X座標 - 144,948.319との距離は座標距離でおおよそ130.5mとなる。一条北大路の角度偏差0°8'8"を考慮しても2.5m程度寸詰まりである。

次に一条条間路は西隆寺四次で北側溝が、奈良市207次で南側溝が検出されている。西二坊坊間西小路交差点付近の座標はおおよそX = - 145,209.6を測り、一条条間北小路との距離は約130.8mとやはりやや寸詰まりで、一条北大路との距離は5m近く寸詰まりになる。これに対し次に良好な東西道路検出地点として奈良市283次調査において検出された、西二坊大路・二条条間路交差点では、推定線に一致する位置に道路遺構が検出されている（奈良市平成5年度概報）ほか、一条南大路は推定線と遺存地割が概ね一致しており、一条南大路以南は推定線と大きなずれのない可能性がある。つまり平城京右京は一条南大路から一条条間路の間ににおいて南北距離が間延びしており、一条条間路から一条北大路の間が寸詰まりになっている可能性がある。このずれの原因については今後の課題としたい。

さらに道路幅について簡単に触れておく。今回検出した道路は大尺 = 0.3545cm、小尺 = 0.2955cmとして⁽⁶⁾、一条北大路側溝心々距離1700cm（大尺47.95、小尺57.52）、西二坊大路は1790cm（大尺50.49、小尺60.57）を測る。どちらも微妙な数字であるが、どちらもおおよそ50大尺を基準として設計されていると考えられる。

b. 「喪儀寮」推定地付近の土地利用変遷

『西大寺資材流記帳』には西大寺寺地として以下の記載がある⁽⁷⁾。

居地参拾壹町

在右京一條三四坊東限佐貴路 <除東北角/喪儀寮> 南

限一條南路西限京極道 <除山陵/八町> 北限京極路

これまでの研究では、この表記内にある、「山陵/八町」の範囲をどう推定するかによって西大寺の寺地が北辺坊におよぶかどうかが議論されてきた。もし喪儀寮の位置が確認できれば、西大寺寺地の範囲が決定でき、「山陵/八町」の範囲も確定することとなる。これは同時に奈良時代における北辺坊の条坊呼称有無の確認と、北辺坊が京の条坊と認識されていたかどうかを決定することとなる。残念ながら今回の調査では喪儀寮そのものを特定するには至らなかった。しかし、当地が西大寺・西隆寺造営を前後する時期に土地区画の変更を伴う大規模な改変を受けていることが判明した。これは当地が西大寺・西隆寺の造営に強い影響を受けたものであったことを意味している。喪儀寮の性格については不明な点が多く、文献史側の研究にも期待したい。

c. 北辺坊地域における土地利用と条坊区画の確認

今ひとつ大きな問題は北辺坊の問題である。先述のように北辺坊については諸説があり、発掘調査による積極的な検証が急務となっている。今回の調査では残念ながら調査区が北辺坊に関する条坊道路からはずれてしまった。しかし、調査に並行して行われた水路工事に伴い、2箇所の確認トレンチを開くことができた。いずれも工事途中に作業を止めての緊急調査であったため不備な点も多いが、まずはつきりしたことは、確認トレンチ1において西二坊大路東側溝を検出できなかったことである。遺構検出面は1区遺構検出面より20cm程度高く、またピット等は残存していたため、道路側溝が完全に削平される可能性は考えにくい。トレンチ東端に溝状の遺構が存在したが、浅い落ち込みのような形状で、形

態・埋土・方位全てにおいて西二坊大路東側溝とは異なる。やはり西二坊大路東側溝は北辺坊側には存在しない可能性が高い。

さらに2区北側の確認トレンチ2では今後の調査に向けた問題提起を行うデータが得られた。2区北側の確認トレンチ2では一条北大路南側溝を検出した。この溝は幅100cm、深さ30cm程度の小規模なものである。ここで問題となるのは、規模が大きく、大量の流水を有した西二坊大路西側溝の水がどこから供給されたのかという点である。確認トレンチ1で北辺坊側に西二坊大路東側溝がないことを、確認トレンチ2で一条北大路南側溝に水流の痕跡がみられないことを確認したことにより、大量の水の供給先は一条北大路北側溝もしくは北辺坊側の西二坊大路西側溝に限定されることとなる。今後一条北大路北側溝が近辺で1箇所でも検出され、そこに流水が無いとなると、北辺坊側に流水を伴う西二坊大路西側溝が存在し、条坊区画が奈良時代から存在した可能性が濃厚となる。

以上調査結果から今後の調査への問題提起を行ったが、ここで現在までに判明していることを元に、平城京北辺坊について現段階で考えられる可能性を指摘したい。

まず、今回の調査で一条北大路の規模が判明したことにより、一条北大路とこれまで推定されていた遺存地割との整合性が保障された。これに伴って、一条北大路遺存地割りを基準として推定されていた北辺坊遺存地割が妥当性を持ったものである可能性が出てきた。しかし、今回の調査では西二坊大路東側溝が検出されなかった事から、北辺坊は大路すら痕跡が確認できない事も判明した。以上のように現状では北辺坊を肯定する情報と、否定する情報が並立しており、水掛け論の繰り返しを余儀なくされている。このような状況は現状のデータでは解消が困難であることを認めつつ、先の相矛盾する事実を説明する一案を提示してみたい。

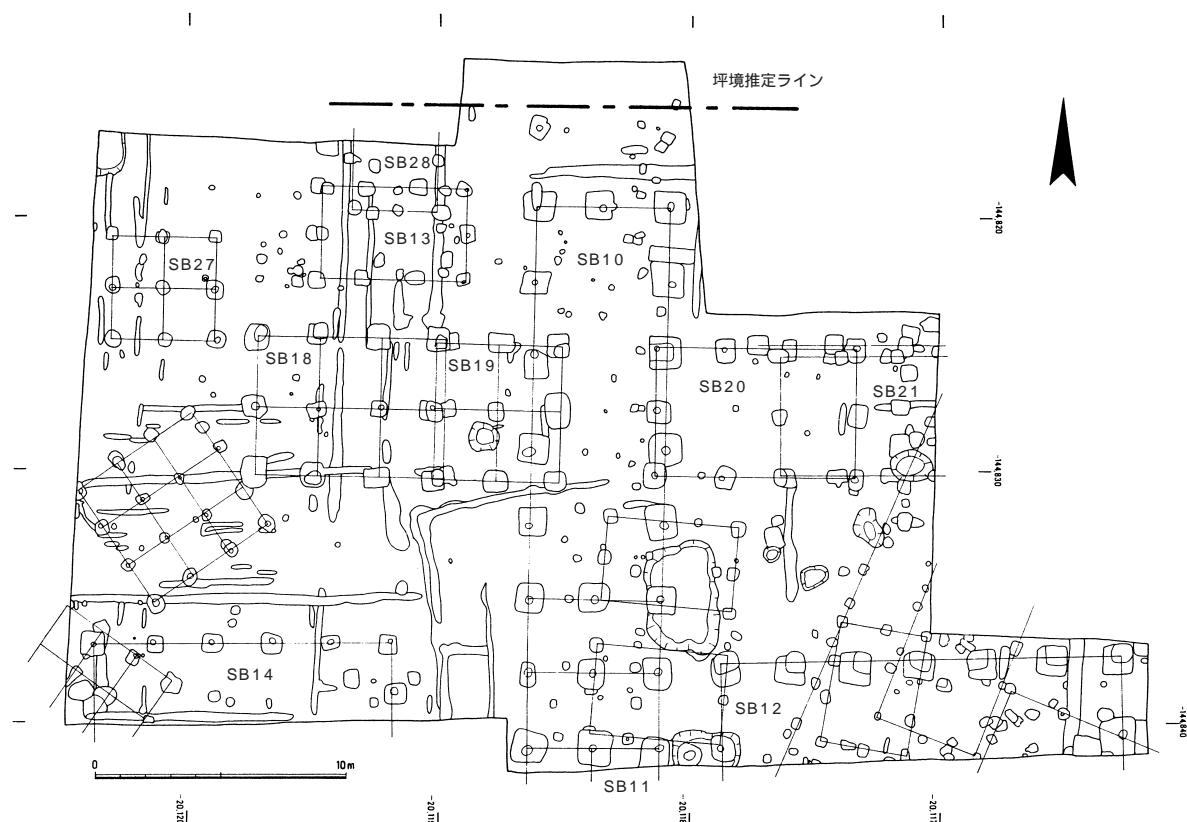


Fig.159 奈良市第322次調査全体図 (報文より一部改変) (S = 1/300)

Fig.159は右京一条北辺三坊七坪で行われた第322次調査である（奈良市平成7年度概報）。この調査は北辺三坊七・八坪坪境の検出が予想されたが、調査の結果明確な条坊遺構は見つかっていない。遺構は主に奈良時代後期から平安時代前期にかけての、鋳造遺構を伴う建物群であり、井上和人氏は秋篠寺造営に伴う施設という考えを提示している⁽⁸⁾。この遺構群に一条北大路から推定される坪境ラインを投影すると、推定道路中心部が一点破線部分にかかる。報告書の記述からは他の遺構の遺存状況からこの部分はそれほど削平を受けていないとの事で、道路側溝は存在していなかったと思われる。注目すべきは調査区全域に広がる遺構の密集度にもかかわらず、この推定ライン周辺には遺構がみられない事である。SB28は建物北半分がこの空閑地にかかる可能性があるが、この建物は時期が不明で、全ての遺構を切っている事から新しいものである可能性が考えられる。これらの事から、七・八坪坪境付近には、側溝など道路施設はみられないが、建物際から少なくとも5m以上の幅を持つ、帯状の空閑地が存在していた事が考えられる。建物群はこの空閑地に妻と側を合わせて存在しており、空閑地と建物群は有機的な関係にあったことが想定できる。この部分が坪境という性格上、何らかの移動空間であった可能性は高い。これが道路であるという積極的な根拠は今のところ見出せないが、西二坊大路で側溝が見つかること、322次調査でも道路側溝が見出せないこと、しかし遺存地割りには北辺坊の痕跡が残ること、遺存地割が一条北大路以南の京内に比べ不明瞭なことなどを説明するひとつの可能性として、北辺坊の条坊遺構において、通常の平城京とは異なる設計の条坊区割りが存在していた可能性も想定しておきたい。ただ、その設置年代や、こういった条坊区画が北辺坊全域に通用するものであるかは今しばらくの吟味が必要である。

現在のところ側溝をもたない条坊道路遺構で確実なものは類例を見出せない。しかしこれまで詳細な検討を行うことなく「削平」の二文字で片付けていた条坊側溝の有無について、改めて検討する必要があることと、北辺坊の条坊設計が、通常の平城京内とは異なっていた可能性を視野に入れつつ今後調査が行われることを望む。

6. 平城京以降の土地利用

次に平城京廃都以降の土地利用であるが、まず9世紀末～10世紀初頭が大きな画期である。1区で検出された瓦溜りは、西隆寺の北側築地の廃絶に伴うものと考えられる。西隆寺では当該期の瓦廃棄土坑が他にも各地でみられ、同様の片付けの痕跡と思われる。『日本三代実録』元慶4（880）年5月19日条には西隆尼寺を西大寺に摂領させる記事がみられ、やはりこの時期の寺院再編が考えられる。注目すべきは同時期に西二坊大路西側溝も埋没している事実である。西二坊大路は西隆寺に隣接しているため、西隆寺の改変に伴って西二坊大路が改変されたという見方もできるが、先述の通り西二坊大路は側溝埋没と同時に耕地化しており、側溝の埋没は道路の廃絶を意味している。大路クラスの道の廃絶が寺院の寺域再編にという理由のみで行われるとは考えにくい。平城京内の条坊遺構の多くは平安時代前半までに埋没し、維持管理が放棄されているが⁽⁹⁾、東三坊大路西側溝、朱雀大路東側溝、東堀河、七条条間路北側溝などの条坊側溝は9世紀後半～10世紀前半にかけて埋没する。しかしこの時期廃絶するのは条坊遺構だけでなく、下つ道側溝などの基幹道路側溝、藤原宮西南外濠や同北西外濠に取り付く溝も同時期に埋没し、近年大規模な苑池がみつかった飛鳥京苑池遺跡も池の埋没が9世紀より開始するなど⁽¹⁰⁾、公的な権力によって維持管理されていた施設が同時期に維持管理を放棄されている⁽¹¹⁾。おそらくこれら古代的な施設の維持管理を担っていた組織の改変がその背景にあると考えられ、西二坊大路の廃絶もその一環であったと考えたい。西隆寺の再編も同様の理由かもしれないが、現段階では判断を保留したい。

その後、当遺跡では11世紀以降急激に遺物・遺構が増加する。先述の通り当遺跡の集落は背面に農耕地を持ち、またおそらく畠作用の水溜めと考えられる大形の土坑を有しており、農村としての性格が色濃く見られる。これらの集落は13世紀第2四半期に消滅する。ではこの集落消滅の背景はどういうものであろうか。

当地に居住した農民については西大寺の存在を抜きにしては考えられない。この時期の西大寺は遠方所領の大半を喪失して、寺辺所領を整備し寺辺の農民を寺僧として取り込むことによって寺を維持していたと考えられている⁽¹²⁾。長承3(1134)年『西大寺・西隆寺敷地等注文案』(平安遺文二三〇二)は13世紀の写本であると考えられているが、これには西大寺が確保に取り組んでいた寺域周辺の所領が記載されており、そこには当遺跡所在地が「西大寺勅免地」として把握されている。当遺跡における12世紀代の居住者が、西大寺領の作人であったことは疑いない。さらに西大寺には建長3(1251)年の西大寺の所領を書き上げた『西大寺寺本検注並目録取帳』(鎌倉遺文七三九八、以下『検注帳』と略)が残されている。これにはその土地の利用種類、作人、面積が書き上げられているが、調査地に該当する右京一条三坊一坪には「林覚房」「円信房」「隋慶房」「龍円房」「定忍房」「聖意房」「大夫」「末次」「祇善房」「行林房」「六郎」という名がみられる。法名を有する者が大半で、西大寺との強い関係を有した寺辺農民とみることができる。実際、これらの人物のうち円信房・祇善房は西大寺四王金堂六口淨行衆の役料である供田を与えられており、寺僧から選抜される淨行衆であったことがわかる。石上英一氏は他の人物の供田についても建長三年段階の西大寺四王金堂六口淨行衆の役料である可能性を指摘している⁽¹³⁾。西大寺には他に弘安5(1282)の淨行衆の役料面積・所在地を記録した『西大寺四王堂供田配分状案』(西大寺文書101函25番5、以下『配分状』と略)が残されている。先の『検注帳』記載の供田の分布と弘安5年『配分状』にみられる供田の分布をみると、前者が西大寺領内に広く分布しているのに対し、後者は右京一条二坊十坪、

右京北辺二坊七坪、右京北辺三坊四坪に集約されている(Fig.160)。両者の間には31年の開きがあり、作人等がすっかり入れ替わったためこのような変化が起きたという見方もできるが、『配分状』に見える「僧実算(明善坊)」は『西大寺当行衆交名注文案』(西大寺文書101函25番3)によると建長3年『検注帳』において供田を給された「祇善坊」の子息であり、作人の系譜に大きな断絶、改変は考えにくい。さらに、23年後の嘉元3(1305)年に僧覚性を淨行衆に補任した『西大寺四王金堂六口淨行職補任状』(西大寺文書101函25番11)には、覚性がやはり一条二坊十坪、北辺三坊四坪に供田を与えられて

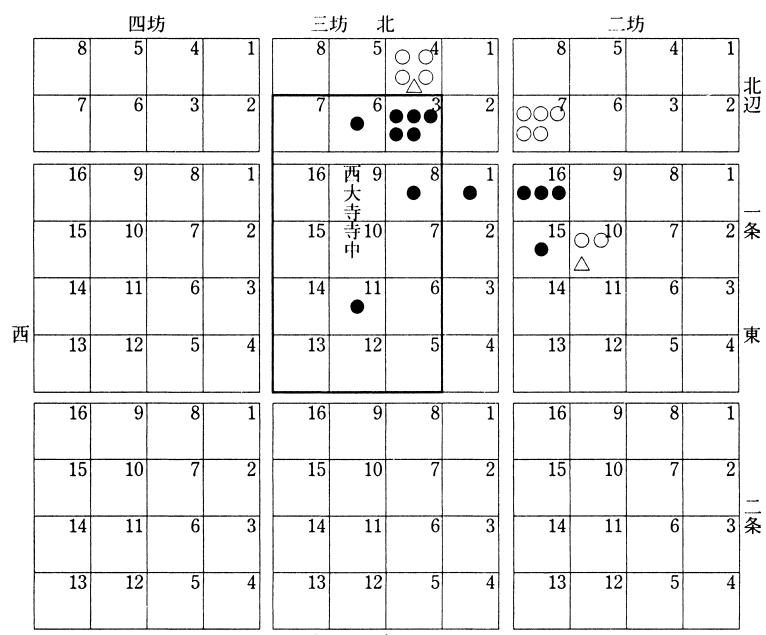


Fig.160 西大寺四王堂六口淨行衆供田の位置変遷

おり、弘安年間に供田地として定められた坪が嘉元年間でも継続して供田とされていることがわかる。整理してみると、建長年間に散在していた供田が、弘安年間には3箇所にまとめられ、その後この3箇所が固定されて四王金堂六口淨行衆の供田として使用されているのである。おそらく建長3年から弘安5年の間に西大寺周辺の土地利用に変化が生じたものと考えられ、そしてこれは、発掘調査の結果集落の移動や耕地の再整備と一連の事業であったことが指摘できる⁽¹⁴⁾。

こういった耕地整備の背景として宝治元（1247）年それまで西大寺が得分権を持っていた福益領が本家の謀反に伴って没収された事、寺中郭内における耕作を禁じた弘長3（1263）年の太政官牒による寺内耕地の喪失など諸権益の喪失があったことが考えられる。しかし他にも発掘調査の結果からは、水溜め状の補助水源の利用による農業経営など、13世紀前半台に耕作地の安定した水田化への志向が進んでおり、寺辺耕作地の再編はすでに必要不可欠な状況にあったと考えられる。実建長3年『検注帳』にみられる田畠比率をみると、調査地周辺の右京一条一・二・三坪は畠比率が最も高い部分であり、水田開発が急務であった。このような情勢を踏まえた上で、永仁5（1297）年の福益名回復、13世紀後半の西大寺と秋篠寺が互いの周辺に散在していた相手方の所領を交換し、自らの寺辺に所領を集約させる相博活動などが行われ、西大寺主導の開発活動が進められたと理解できる。そしてその主体とは当時西大寺の経営主体であり、四王金堂六口淨行衆任免にも力を及ぼした叡尊教団、西大寺流律宗であった。

以上のことから、13世紀後半当遺跡で起こった変化は、当時西大寺を中心とした地域で広く行われた耕地開発を伴う所領整備の一環であったと言える。

おわりに

以上今回の調査で得られた成果を述べてきた。当地域では数少ない広範囲の調査で、得られた成果も小さくはないものと思われる。ただ、北辺坊のように、かえって問題が複雑化した点も存在する。今回は見通しのみを提示したが、今後さまざまな可能性を念頭に置いて、多角的な視野での調査が行なわれる事を期待してやまない。なお、冒頭でも述べたように本稿は討論会で発表した内容に、西隆寺伽藍地区の情報を加えて修正を行なったものである。当日の発表論旨と大きな変化はないが、のちの討論部分で頂いたご教示を反映させた部分もある。ご教示に感謝申し上げるとともに本末転倒になってしまった点をお詫び申し上げる。また、調査終了段階において『条里制古代都市研究』に掲載させていただいた筆者の論文中に図版スケール等の誤りが複数あることが判明した。本報告書をもって訂正させていただく。

成稿にあたり以下の方々のご協力を得た。記して感謝したい。（50音順、敬称略）

井上和人 今尾文昭 武田和哉 館野和己 馬場基 三好美穂 山川均 山本崇 渡辺晃宏

（1）武田和哉 2002「平城京跡発掘調査の成果と条坊制研究の課題」『条里制古代都市研究』第18号 条里制古代都市研究会

（2）井上和人 2003「平城京右京北辺坊考」『古代莊園絵図群による歴史景観の復元的研究』1999（平成11）年度～2002（平成14）年度科学研究費補助金基盤研究A研究成果報告書（佐藤信編 2005『西大寺古絵図の世界』東京大学出版会に一部改変して再録）

（3）小野健吉 1990「条坊遺構及び東西両塔・四王堂の配置」『西大寺防災施設工事・発掘調査報告書』西大寺

小野健吉 1993「条坊遺構と西隆寺」『西隆寺発掘調査報告書』奈良国立文化財研究所

（4）中島義晴 2001「西隆寺伽藍」『西隆寺跡発掘調査報告書』奈良市教育委員会

（5）本稿中の座標表記は日本測地系第IV系である。なお、今回の調査地座標については国土地理院配布の座標変換プログラム t_k_y_2_j_g を使

用して座標変換を行った。

- (6) 武田和哉氏算出の数字による（註1文献）
- (7)『古代莊園絵図群による歴史景観の復元的研究』1999（平成11）年度～2002（平成14）年度科学研究費補助金基盤研究A研究成果報告書に所収。
- (8) 註2文献
- (9) 道路側溝の廃絶を道路の廃絶と直接的に考えることはできないが、少なくとも排水施設の維持放棄は道路管理方法の大きな転換を意味すると考える。
- (10) ト部行弘 2002「飛鳥京跡」『奈良県遺跡調査概報2001年度（第3分冊）』奈良県立橿原考古学研究所
- (11) これについては以前も同様の指摘を行っている（佐藤亜聖 2000「律宗集団と耕地開発」『叡尊・忍性と律宗系集団』シンポジウム『叡尊・忍性と律宗系集団』実行委員会）
- (12) 大石雅章 1979「中世大和の寺院と在地勢力 - 西大寺を中心として - 」『ヒストリア』第85号 大阪歴史学会
- (13) 石上英一 1997『古代莊園史料の基礎的研究 下』塙書房
- (14) 石上英一氏は同様の見解の上、建長3年『検注帳』記載の供田の田数が比較的きりのいい数字になっていることから、『検注帳』記載の供田の位置はそれ以前から固定されていたものであった可能性を指摘されている（註13文献）

【さとうあせい=財団法人元興寺文化財研究所】